

# 平成30年度 池田町人事行政の

池田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年池田町条例第4号）第3条各号および第5条各号に定める事項について、以下のとおり公表します。

## 1. 職員の任免および職員数に関する状況

### (1) 職員採用の状況 (平成29年度)

区分	職種	受験者数	合格者数	平成29年度採用者数
大卒短大卒程度	一般行政職	41人	17人	17人
高卒程度	技能労務職	-	-	-

### (2) 退職者数の状況 (平成29年度)

退職の種類	定年退職	普通退職	応募認定早期退職	その他	計
退職者数	5人	4人	0人	0人	9人

### (3) 職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成29年	平成30年	
一般行政部門	議会	2人	2人	0
	総務	29人	31人	2
	税務	9人	9人	0
	農林水産	7人	8人	1
	商工	3人	4人	1
	土木	10人	10人	0
	民生	65人	70人	5
	衛生	16人	16人	0
特別行政部門	小計	141人	150人	9
	教育	30人	29人	△1
公営企業等会計部門	水道	4人	3人	△1
	下水	4人	5人	1
	その他	10人	10人	0
	小計	18人	18人	0
合計		189人 [205人]	197人 [205人]	8 [0]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## 2. 職員の人事評価の状況

本町では職員の主体的な職務の遂行およびより高い能力を持った公務員の育成を行うことにより、公務効率の向上につなげることを目的として人事評価制度を導入しております。

人事評価制度は、職務遂行の過程において発揮した能力を評価する「能力評価」とあらかじめ設定した業務目標の達成度を評価する「業績評価」により行います。

### (1) 人事評価の概要

評価期間	中間評価 4月1日～10月31日 期末評価 11月1日～3月31日
対象職員	全職員（育児休業者および休職者を除く）
評価の方法	5段階（5から1）で評価
評価結果の活用	任用、給与、分限

### (2) 人事評価の評価者など

被評価者	第1次評価者	第2次評価者	確認者
部長	副町長	町長	町長
課長	部長	副町長	副町長
課長補佐～係長	課長	部長	副町長
主査～主事	課長	部長	副町長
技能労務職	課長	部長	副町長

## 3. 職員の給与の状況

### ① 職員の平均給与月額、初任給などの状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.1歳	284,303円	309,010円
技能労務職	46.0歳	213,695円	220,205円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

#### (2) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	179,200円
	高校卒	147,100円
技能労務職	大学卒	164,200円
	高校卒	144,500円

### ② 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当
(29年度支給割合)	2.6月分 (1.45)月分	1.8月分 (0.85)月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5%～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### (2) 退職手当

(平成29年4月1日現在)

支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		

(注) 岐阜県市町村退職手当組合の規定による。

#### (3) その他の手当

(平成29年4月1日現在)

手当名	支給内容
扶養手当	配偶者 13,000円 子 8,000円 配偶者がいない子 (一人のみ) 10,000円 同父母 9,000円 その他の扶養親族 6,500円 満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間 5,000円加算
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下…家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満…(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上…27,000円
通勤手当	自動車などの使用者（通勤のために自動車などの使用を常例とするもの、通勤距離が片道2km以上であること）距離に応じて支給
宿日直手当	一般の宿日直…1回につき4,200円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対し支給 ・理事・総括部長…44,000円 ・部長・次長…26,000円～37,000円 ・課長・室長…20,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.5倍) ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍)